

下水道法（昭和33年 法律第79号）第9条の規定に基づき、公共下水道の下水の処理を開始するので、次のとおり告示し関係図面を一般の縦覧に供する。

令和 6年 4月24日

福島市長 木幡 浩

1. 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6年 5月 1日

2. 公共下水道の処理を新たに開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

| 公共下水道の処理を新たに開始する区域 |
|---|
| 福島市のうち ・ 飯坂町平野字八升蒔の一部の区域 ・ 飯坂町字東坂下・西坂下・立町・西堀切の各一部の区域 ・ 大森字久保内・唐橋の各一部の区域 ・ 冲高字東原・上川原の各一部の区域 ・ 永井川字古寺・大釜・古内・東山・山ノ神・古寺・大釜・榎内・光白・田中 五治郎内・土橋の各一部の区域 ・ 町庭坂字遠原一・遠原二・小峠・新町の各一部の区域 ・ 岡部字東町・大下の各一部の区域 ・ 岡島字砂入の一部の区域 ・ 泉字式斗蒔・三斗蒔の各一部の区域 ・ 南沢又字石橋・南玄場の各一部の区域 |
| 終末処理場の位置及び名称 |
| 位 置 : 伊達郡国見町大字徳江地内 名 称 : 福島県県北浄化センター |

3. 排除方式

分流式

4. 関係図面の縦覧場所

福島市五老内町3番1号

福島市役所 都市政策部 下水道室 下水道建設課

5. 縦覧の期間

告示の日から令和 6年 4月 30日まで

（ただし、このうち福島市の休日を含める条例（平成元年6月26日 条例第23号）の規定に基づく休日を除く）

6. 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで